

通学区域制に係る見直し案の検討について

「準備期間（見直し期間）において、撤廃」する場合

撤廃時期（令和 7 年の方針決定と仮定）

（具体例）

- 調査書（中学 1 年からの成績が記載されること）を考慮
【令和 10 年度入試】（現小学 6 年生）
- 中学入試（県立中学・中等教育学校を選択するタイミング）を考慮
【令和 11 年度入試】（現小学 5 年生）

【 移行措置 】

○流入率の変更

（メリット）

- ・学区外からの流入生徒数を見込める
→中学校の進路指導が比較的行いやすい
- ・過去引き上げ時、大きな混乱はなかった
- ・制度移行時の地域間の公平性を担保

（デメリット）

- ・学区設定による合格最低点の「差」の
解消が一気に進められず、一定期間を要する

パターン案

※令和 2 年度、3 年度に流入率を引き上げた時の対応を参考

① 調査書を考慮【令和 10 年度入試】

入試時期	R7. 3	R8. 3	R9. 3	R10. 3
城 南	12%	14%	16%	全県一区
城 北				
徳 島 北				
徳島市立	8%	徳島市の意向を踏まえて決定		
適用学年	現中 3	現中 2	現中 1	現小 6

※第 1、第 2 学区の流入率も、上記を踏まえて引き上げ

② 中学入試を考慮【令和 11 年度入試】

入試時期	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3
城 南	12%	14%	16%	18%	全県一区
城 北					
徳 島 北					
徳島市立	8%	徳島市の意向を踏まえて決定			
適用学年	現中 3	現中 2	現中 1	現小 6	現小 5

※第 1、第 2 学区の流入率も、上記を踏まえて引き上げ

○全県一区校の設定

(メリット)

- ・生徒や保護者にとって制度変更が理解しやすい
- ・生徒の進路選択の幅が広がる

(デメリット)

- ・見直しの効果・影響が特定地域に限定の恐れ
- ・見直し直後、当該校の不合格者増大の恐れ
- ・志願者数が予想しづらい
→中学校の進路指導が困難
受検生や保護者への影響が大
- ・制度の浸透に一定の周知期間が必要
- ・全県一区校とする高校の順序による不公平感
- ・地域間での不公平が出る恐れ

パターン案

※令和3年度に城東を全県一区校としたときの対応を参考

① 調査書を考慮【令和10年度入試】

入試時期	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3
全県一区校 ※追加する高校は 城南・城北・徳島北 のいずれか	城東	城東	城東 ＋ 1校	全県一区
適用学年	現中3	現中2	現中1	現小6

※第1、第2学区の流入率は、引き上げ

② 中学入試を考慮【令和11年度入試】

入試時期	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3
全県一区校 ※追加する高校は 城南・城北・徳島北 のいずれか	城東	城東	城東 ＋ 1校	城東 ＋ 2校	全県一区
適用学年	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5

※第1、第2学区の流入率は、引き上げ

○通学区域の再設定

(メリット)

- ・現状の通学区域に不公平感を表明している自治体の意見を反映することができる

(デメリット)

- ・新区割りの境界間では新たな不公平感を招く
- ・通学区域を大幅に変更した場合、生徒や学校の混乱を招く
- ・募集定員の在り方や学区間の流入率を並行して検討する必要
- ・制度の浸透に一定の周知期間が必要

パターン案

入試時期	R7.3	R8.3	R9.3	R10.3	R11.3
重複区域を(一部)拡大した後、学区撤廃	重複区域検討				全県一区？
		周知期間		重複区域 (一部)拡大	
適用学年	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5

【 準備期間（並行して）検討すべき事項 】

（検討事項）

（課題）

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 【県立高校の募集定員設定の在り方】 | → | <u>第3学区及び周辺高校の定員設定の在り方</u> |
| 【人口減少を踏まえた高校の在り方】 | → | 徳島市周辺の高校は規模の縮小が懸念
西部、南部に拠点校となる一定規模
（施設・環境整備を含む）の高校が必要 |
| 【入試制度の改革】 | 検討期間：約1年、
周知期間：制度変更2年前には予告必要 | |
| <ul style="list-style-type: none">・複数回の受検機会確保（前制度の前期・後期制?）・2次募集選抜の改善 等 | | |
| 【高校の特色化、魅力化の推進】 | 検討期間：約1年～1年半 | |
| 【遠距離通学（交通手段、経済的負担、寮の整備）】 | | |